

## 第4回 債務調整等に関する調査研究会

### 【開催日時等】

開催日時：平成20年9月3日（水）10：30～12：00

場所：総務省11階 901会議室

出席者：赤井構成員、泉澤構成員（座長代理）、井手構成員、大西構成員、木村構成員、佐々木構成員、白川構成員、辻構成員、中島構成員、沼尾構成員、菱田構成員  
久保自治財政局長、細田審議官、平嶋財政課長、佐々木公営企業課長、黒田地方債課長、高田財務調査課長他

### 【議題】

- (1) 地域力再生機構に関し、内閣府からのヒアリング  
(讀谷山 洋司 内閣府地域力再生機構(仮称)準備室参事官)
- (2) 第三セクター等の現状と、課題の解決に向けて  
(赤井 伸郎 大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授)
- (3) 意見交換

### 【配布資料】

資料1及び2

### 【概要】

< 議題(1) 関連 >

- ・地域力再生機構の支援の決定は、今後策定する支援基準に照らして決定をしていくことになるが、事業再生の見込みについては、主要債権者が事実上同意をしているとか、あるいは地域力再生機構が買い取った債権などの第三者への譲渡等による資金回収が可能であるかということが判断の1つの基準になると考えられる。
- ・損失補償がなされている場合は、その契約内容に応じて、個々の地方公共団体の事情等も勘案しながら調整していくことになるが、支援決定の前に事実上、損失補償の扱いをまず金融機関との間で合意をする必要があると考えている。
- ・個人保証されているケースは、その経緯、個人の財産状況といったものを踏まえて客観的に判断して当事者の合意が得られるように調整していくこととなると考えられる。
- ・内閣府としては、本研究会においてはできるだけ早く結論を出していただきたい。機構の業務の開始が可能となった場合には、業務開始までに、環境を整えていただくことを期待している。その場合には、再生の場合も清算の場合も、あるいは法的整理も私的整理も、いずれのケースにも対応し得るようなものを構築していただくようお願いしたい。なお、私的整理の場合には、機構による再生のような合理的・客観的な私的整理を要件とする必要があるのではないかと考える。
- ・支援対象の決定、あるいは支援の方法のあり方を検討するに当たって、例えば議会の声とか、住民の声とか、公共性にかかわるもろもろの意見をどのように反映させるのか。
- ・公共性の観点からの判断基準というものも検討していく必要があると考えている。
- ・債権者との同意が必要であるということだがなかなか同意が得られないのではないかと。
- ・まず事業者のデューデリ（資産査定）等を作り、メインの金融機関との調整を支援

決定前に行い、支援決定後に非メインの金融機関との調整をやっていくことになるが、ここで、債権者と事業者のいわば間に入る形で機構が調整力を発揮することとなる。

- ・機構の三セクに対する支援はエグジットが民間であることが基本になっている。一方で公益性を考えると利益が上がりにくいいため、地公体の支援がないと民間に行けないとか、出口を行政側にもってくるといったことになる。その際の基準のようなものはあるのか。
- ・ある程度、個々のケースには柔軟に応じられるような基準にする、という考え方もあろう。まだ、必ずしも詳細に方針を持っているわけではないが、責任のとり方、今後の再スタートの切り方が、金融機関等の利害関係者にどう評価されるか、そして評価される内容のエグジットかどうかということによってくるのではないか。

#### < 議題 ( 2 ) 関連 >

- ・土地開発公社の考えるべき問題として、ひとつには会計制度の不備があり、すべてに時価評価が適用されていないことが挙げられる。他方、健全化法における将来負担比率の算定においては時価で評価する形になっている。また、健全化対策の加速という点では、現行の対策についてデータで評価してからさらなる対策案を検討することが重要ではないか。
- ・民間活力の導入として、賃貸等により民間ノウハウを活用したり、定期借地権等で新たな手法を考える。
- ・地方公共団体が起債をして公社から土地を購入する、または起債によって資金を公社に貸し付けて、そのお金で借金を返済することが考えられる。
- ・地方住宅供給公社については、再取得価格よりも将来の賃貸収入の現在価値で、その価値を見極めるべきではないかと考える。また、分譲住宅の売れ残り状況をどう考えるのか、賃貸住宅の空き家問題をどうするのか、家賃の調整等の問題も生じている。
- ・地方道路公社に関しては、観光道路のようなリスクへの認識の甘さ、説明責任が十分ではないという部分が問題ではないかと考える。また、料金収入で債務を賄えない場合が生じていることから、収支を毎年公開する必要があるのではないか。
- ・民間活力の導入として、道路インフラはさまざまな理由で道路の民営化というのはほとんど進んでいない。新たな民間活力の導入方法というものが考えられないか。
- ・三セクに関しては、できるだけ情報公開を行い、将来にわたるリスクや収益、公益性を見通せるように透明性を確保していく必要がある。
- ・第三セクターは、公益性の観点から赤字に補助金が充てられるが、財政制約の中で優先順位をきちっとつけていくことが重要。さらに、その公益性について見極めが重要である。また、今後における三セクの活用にあたっては、契約の技術、情報公開等が重要なのではないか。
- ・情報公開を行い、保証などによるモラルハザードを防いでガバナンスを働かせることは非常に重要である。
- ・破綻の事例を見ると、当初から民でやるには厳しい事案が多いのではないかと思う。最初の経済環境で、民であっても対応できない場合についてどう考えるのか。
- ・国として、例えば交付税措置をどのようにすれば、モラルハザードを起こさずに、円滑な整理につながるのかを考えるのが今後の検討課題になる。